

## 函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者募集要領

### 1 事業の目的

業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の導入を検討している事業者が、実際に処理機を試用し、有効性を体験してもらうことで処理機の普及に繋げる。

### 2 試用事業者の要件

- ・ 函館市内に事業所等を有し、試用場所が市内であること。
- ・ 生鮮食品等の販売、飲食サービス、ホテル、給食を提供する等の事業者であること。
- ・ 一般廃棄物の生ごみ排出量が、1日当たり概ね20kg以上であること。
- ・ 処理機を屋内に設置でき、その設置予定場所の周辺に使用可能な配線用差込接続器や給排水設備があること。
- ・ 試用期間中の処理機の試用に際し発生する光熱水費を、自らが負担できること。
- ・ 協働事業者からの処理機の取り扱い説明の内容を遵守し、適正に管理・使用できること。
- ・ 試用期間が終了したときは、試用状況報告書（別記第1号様式）の提出や市のアンケート調査に答えることができること。

### 3 試用対象の処理機

別紙「処理機貸出リスト」から選択することとする。

※リストは、協働事業者からの申し出状況に応じて随時変更する。

### 4 募集期間

令和6年7月1日～12月27日（先着5件まで）

### 5 試用期間

1事業所に付き1回とし、1回あたり7週間程度とする。

内訳として、設置準備に1週間程度、実質の試用期間を5週間、撤去関係に1週間を目安とする。

### 6 試用時期

令和7年3月31日までの期間において協議・調整のうえ決定する。

## 7 応募方法

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者申込書（別記様式第2号）を、郵送、eメールまたは持参により提出すること。

## 8 決定の通知

市は、申込書により試用することを決定したときは、函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

## 9 注意事項

- ・ 試験利用が困難となった場合、速やかに函館市長に報告し、指示を受けることとする。
- ・ 試用期間中に、函館市が試用状況を現地確認する場合がある。
- ・ 試用期間中に、試用事業者側の不適切な使用により、デモ機に故障、破損等が生じた場合の補償は、試用事業者が責任を負う場合がある。

### 【応募先・問合せ先】

〒040-0034 函館市大森町 21 番 12 号シャトーム大森 1 階  
函館市環境部環境推進課廃棄物処理計画担当

Tel 0138-85-8236

E-mail [kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp)

担当：高橋，佐々木

別記様式第1号

試用状況報告書

函館市長 様

報告日 年 月 日

報告者 住 所  
事業所名  
代 表 者  
電話番号  
E-mail

試用した状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 協働事業者名
- 2 試用した処理機
- 3 処理機設置日
- 4 試用状況 別紙のとおり
- 5 処理機撤去日
- 6 試用の感想等

別記様式第2号

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者申込書

函館市長 様

申込日 年 月 日

申込者 住 所  
事業所名  
代 表 者  
電話番号  
E-mail

1 試用事業者の概要

試用する店舗等	住 所 店舗名
業種	
一般廃棄物生ごみ 排出量	1日当たり 約 kg/日
ごみ収集委託業者	

## 2 試用事業者 要件確認

※ 条件を満たす場合は、□に✓を入れてください。

- 処理機を屋内に設置できる。  
また、設置予定場所の周辺に配線用差込接続器や給排水設備がある。
- 試用期間中の処理機の試用に際し発生する光熱水費を自らが負担することについて承諾している。
- 協働事業者からの処理機の取り扱い説明の内容を遵守し、適正に管理・使用することができる。
- 試用期間中、試用事業者側の不適切な使用により、処理機に故障・破損等が生じた場合の補償は、試用事業者が責任を負う場合があることについて承諾している。
- 試用状況報告書の提出や市のアンケート調査への協力ができる。

この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません。

別記様式第3号

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者決定通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

年 月 日付けで申込のあった函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業  
試用事業者について、内容を審査した結果、試用事業者と決定したので通知し  
ます。

記

- 1 次の内容について承知されたい。
  - (1) 試験利用が困難となった場合、速やかに市長に報告し、その承認または指示を受けること。
  - (2) 試験利用を行うにあたっては、申込時に申告のあった内容を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
  - (3) 試験利用中の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。

環境部環境推進課  
廃棄物処理計画担当  
電話 85-8236

別 紙

(処理機貸出リスト)

【消滅型】

機器メーカー名	
型番	
機器処理能力	kg/日
電力使用量	kWh/月
水道使用量	m <sup>3</sup> /月
菌床等部材等	使用する ・ 使用しない
外寸	幅 mm, 奥行 mm, 高さ mm
機器重量	kg

【堆肥型】

機器メーカー名	
型番	
機器処理能力	kg/日
電力使用量	kWh/月
水道使用量	m <sup>3</sup> /月
菌床等部材等	使用する ・ 使用しない
外寸	幅 mm, 奥行 mm, 高さ mm
機器重量	kg

【乾燥型】

機器メーカー名	
型番	
機器処理能力	kg/日
電力使用量	kWh/月
水道使用量	m <sup>3</sup> /月
菌床等部材等	使用する ・ 使用しない
外寸	幅 mm, 奥行 mm, 高さ mm
機器重量	kg